

2154

事 業 報 告 書

(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 浩陽会

- ① 財團 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 兵庫県姫路市西中島236番地4

(3) 設立認可年月日 平成30年11月19日

(4) 設立登記年月日 平成30年12月7日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	のざと眼科	2814021826	姫路市西中島236番地4	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

会議名	議決又は同意事項
令和5年 9月26日	定時社員総会 決算承認、利益処分、報酬限度額の決定
令和6年 6月30日	定時社員総会 事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人社団 浩陽会
 所在地 兵庫県姫路市西中島236番地4

※医療法人整理番号 02154

財産目録

(令和6年7月31日現在)

1. 資産額	131,210	千円
2. 負債額	10,164	千円
3. 純資産額	121,046	千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	93,078
B 固定資産	38,132
C 資産合計 (A+B)	131,210
D 負債合計	10,164
E 純資産 (C-D)	121,046

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人社団 浩陽会

所在地 兵庫県姫路市西中島236番地4

※医療法人整理番号 02154X

貸借対照表

(令和6年7月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	93,078	I 流動負債	10,164
II 固定資産	38,132	II 固定負債	0
1 有形固定資産	495	負債合計	10,164
2 無形固定資産	1,105	純資産の部	
3 その他の資産	36,532	科目	金額
(うち保有医療機関債)	0	I 基本金	
		II 利益剰余金	121,046
		(うち代替基金)	10,000
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	121,046
資産合計	131,210	負債・純資産合計	131,210

法人名 医療法人社団 浩陽会

所在地 兵庫県姫路市西中島236番地4

※医療法人整理番号 D2154

損 益 計 算 書

(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	91,764
2 事業費用	56,606
本来業務事業利益	35,158
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	35,158
II 事業外収益	1,459
III 事業外費用	7
経常利益	36,610
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期利益	36,610
法人税等	9,498
当期純利益	27,112

医療法人社団 浩陽会
兵庫県姫路市西中島236番地4

※医療法人整理番号 02157

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額(千円)	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 浩陽会
理事長 高野朋子 殿

私は、医療法人社団 浩陽会の令和5会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書 の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 9月 25日

医療法人社団 浩陽会
監 事 橋本 浩二